

用語の解説

あ

▶ アウトリーチ（訪問支援）

在宅の精神障害者のうち、受療中断や受療困難などの理由で、医療や福祉サービスを受けておらず、病状が悪化する恐れのある者に対し、精神科の専門職が訪問して適切な支援を行うこと。

▶ 新たな専門医制度

これまで各学会が独自に運用してきた専門医師を養成する研修・認定制度について、中立的第三者機関（日本専門医機構・H26～）の管理の下で統一し、研修プログラムの策定・運用の整備基準に基づいて進められる新たな専門医養成のための研修・認定制度。プログラムを専攻する研修医は、基幹施設、連携施設等の研修施設群で構成されるプログラムに沿って、複数の研修施設をローテートしながら専門分野を学ぶことになる。

い

▶ 医学物理士

一般財団法人医学物理士認定機構による認定資格で、放射線医学における物理的及び技術的課題の解決に先導的役割を担う者。放射線治療の分野では、医療現場における機器の物理的管理、線量検証及び治療計画の立案と検証のほか、装置・機器・ソフトウェアなどの開発及び教育の業務を担う。

▶ 医師臨床研修制度

医師が将来専門とする分野に関わらず、基本的な診療能力を身に着けることができるよう、医師免許取得後の2年間に行う研修のこと。医師法で定められている。

▶ 医療機能

医療法施行規則に規定する病床の機能区分。高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4区分に分かれる。

▶ 医療審議会

医療法に基づき、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議するため各都道府県に設置されている。

▶ 医療的ケアを必要とする児

人工呼吸器を装着しているなど、日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等。

▶ 医療保護入院

精神保健福祉法に基づく精神保健指定医の診察により、医療及び保護のため入院の必要があり、本人が入院の必要性を適切に判断できないと認められた精神障害者について家族等の同意により入院させること。

▶ 院内がん登録

医療施設内のがんの診療の評価を目的に、その施設のがん患者を登録し、治療実績や生存率等を集計・分析するもの。がん診療連携拠点病院では、その実施が義務付けられている。

え

▶ エイズ治療拠点病院

エイズに関する総合的かつ高度な医療の提供を行うとともに、エイズ診療についての情報の収集と地域の他の医療機関への情報提供及び医療従事者に対する教育・技術的支援を行う医療機関。

▶ エビデンス

「科学的根拠」のことであり、科学的な根拠に基づいた医療を提供し医療の質を高める取組が進められている。

か

▶ 介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門知識及び技術を有するものとして、都道府県知事から介護支援専門員証の交付を受けたもの。要介護者や家族等からの相談に応じて適切な居宅サービス等を利用できるよう、市町、居宅サービス事業者等との調整を行い、ケアプランの作成などを行う。

▶ 回復期機能

急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能。特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADL（日常生活における基本的動作を行う能力をいう。）の向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能。

▶ かかりつけ医

住民の生涯にわたって住民一人ひとりの生活様式に応じた各種保健医療サービスを、身近な地域で提供する医師。

▶ 簡易唾液潜血検査によるスクリーニング

検査キットを使用し唾液中の潜血を検出することで、簡便・迅速に歯周病の判定を行うもの。

▶ 肝炎ウィルス

ウィルスは細菌より小さく、電子顕微鏡でやっと見ることができる最も小さな生物。ウィルスの中には人に病気を起こすものもあり、B型肝炎を起こすウイルスをB型肝炎ウイルス（HBV）、C型肝炎を起こすウイルスをC型肝炎ウイルス（HCV）という。

▶ 看護師等の離職時等の届出制度

保健師、助産師、看護師及び准看護師の免許を持ちながら、その仕事に就いていない方に、氏名や連絡先等を都道府県ナースセンターへ届け出していく制度。平成27（2015）年10月1日から看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部改正に伴いスタートした。

▶ 看護師の特定行為研修

団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年に向け、今後の医療を支えるために保健師助産師看護師法の一部改正により、平成27（2015）年10月1日から医師・歯科医師が作成する手順書により特定行為を行う看護師に対し、受講が義務付けられた。特定行為分野は、呼吸器関連等21区分に及ぶ。

▶ がん診療連携協議会

がん医療の質の向上やがん診療連携拠点病院の連携強化を図るため、都道府県がん連携拠点病院に設置が義務付けられている協議会。

▶ がん診療連携拠点病院

全国で質の高いがん医療を受けられるよう体制を確保するため、各地域の拠点として厚生労働大臣が指定した医療機関。都道府県内でがん診療の連携体制等の中心的な役割を担う「都道府県がん診療連携拠点病院」と二次保健医療圏ごとの設置を目標とする「地域がん診療連携拠点病院」の二種類がある。また、国指定とは別に県独自に指定制度を設けている。

▶ がん登録

「がん登録等の推進に関する法律」が平成28（2016）年に施行されたことにより、これまで都道府県が独自に取り組んでいた「地域がん登録」から国が一元的に情報を集約する「全国がん登録」に移行した。「全国がん登録」は、国内におけるがんの罹患、診療、転帰等に関する情報をデータベース化し、それを活用することにより、がん医療及びがん検診の質の向上並びにがん予防の推進、国民に対するがんに関する情報提供の充実、その他のがん対策を科学的知見に基づき実施することを目的とする。

▶ カンファレンス

患者の診療等に携わる医療関係職種等が一堂に会し、より適切な治療方針を立てるために情報交換・共有を行う会議等のこと。

▶ 管理栄養士

栄養改善等の必要な指導を行う栄養士。厚生労働大臣の免許。傷病者に対する療養のために必要な栄養指導、個人の身体の状況・栄養状態等に対して継続的に食事を提供する施設における利用者の身体の状況、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行う。

▶ 緩和ケア

生命を脅かす疾患による問題に直面している患者とその家族に対して、疾患の早期より、痛み、身体的問題、心理社会的問題、精神的な問題に関して適正な評価を行い、それが障害とならないように予防したり対処したりすることで、QOL（Quality of Life、生活の質）を改善するための方法。単に身体症状のコントロールだけでなく、心のケアも同時に行い、患者のQOLを総合的に高めることを目的とするもの。

▶ 緩和ケアチーム

がんの療養中に生じる、痛み、吐気、呼吸困難などの身体的苦痛、また不安感、抑うつなどの精神的苦痛の緩和が必要な患者に対し、専門の医師と看護師が中心となり、各診療科の医師、薬剤師、理学療法士、臨床心理士、栄養士、ソーシャルワーカー等が支援するチーム。

き

▶ 寄附講座

特定の研究・教育を行うことを目的として、寄附金を財源に、大学内に設置される講座。

▶ 希少がん

概ね罹患率人口 10 万人当たり 6 人未満。人数が少ないため、診療・受療上の課題が他のがん種に比べて大きいがん種。

▶ 基本的な緩和ケア

患者の声を聴き共感する姿勢、信頼関係の構築のためのコミュニケーション技術（対話法）、多職種間の連携の認識と実践のもと、がん疼痛をはじめとする諸症状の基本的な対処によって患者の苦痛の緩和を図ること。

▶ 急性期機能

急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能。

▶ 居宅介護支援事業所

都道府県知事（政令市長又は中核市長）から指定を受けて居宅介護支援を行う事業所。要介護者や家族等からの依頼によって、介護や生活に関する相談を受け、関係機関と連携をとりながら、介護サービス計画を作成する機関。介護支援専門員の常勤が義務付けられている。

▶ 均てん化

どの地域でも標準的な専門治療が受けられるよう、医療技術等の格差を是正すること。

け

▶ ケアマネジメント

介護保険制度において、要介護者等の様々なニーズを把握し、保健・医療・福祉・介護サービスなどを受けられるように調整し、提供しようとする仕組み。

▶ ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、いわば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

▶ 刑の一一部執行猶予制度

3年以下の懲役か禁固の判決で一部の執行を猶予する制度。初めて実刑になった人や薬物使用者らが対象。刑期途中から社会に出て再犯を防ぐ支援や治療を受けながら立ち直りを図る制度。

▶ ゲノム医療

個人の「ゲノム（1組（ヒトでは 23 本）の染色体のDNAに含まれるすべての遺伝情報）情報」をはじめとした各種「オミックス（様々な網羅的な分子情報をまとめた情報、知識、集合のこと）検査」情報をもとにして、その人の体質や病状に適した「医療」を行うこと。

▶ 健康サポート薬局

厚生労働大臣が定める基準に適合する薬局として、薬局の所在地を管轄する保健所に届出を行った薬局。かかりつけ薬剤師・薬局の機能に加えて薬を始め介護や食事・栄養提供に関することなど健康に関する様々な相談に対応している。

▶ 健康ひろしま21（広島県健康増進計画）

健康増進法に基づく都道府県計画で、県民が一生を通して心身ともに健康であることを実感することができるよう県民の生活の質の向上と個人を取り巻く家庭・地域・学校・産業等の連携による社会環境の質の向上に取り組む。計画期間は、平成25（2013）年度から令和5（2023）年度までの11年間。

▶ 言語聴覚士（ST：Speech Therapist）

音声、言語、聴覚又はえん下機能に障害がある方について、その機能の維持向上を図るため、検査・評価を実施し、必要に応じて訓練、指導、助言その他の援助を行う専門職。

ニ

▶ 広域災害救急医療情報システム（EMIS：Emergency Medical Information System）

医療機関と行政等が連携するための情報共有ツール。災害時に共有が必要な情報や、支援マネジメントに必要な情報を登録し、全国で共有する。

▶ 口腔機能

咀嚼（かむ）、嚥下（飲み込む）、会話などの機能。

▶ 口腔ケア

口腔の「清潔を中心とするケア」と「機能訓練を中心とするケア」とがある。主な目的は「誤嚥性肺炎」、「口腔の乾燥」、「口腔機能の低下」を予防・改善することにある。

▶ 高次脳機能障害

脳の損傷によって、注意力や記憶力、感情のコントロールなどの能力に問題が生じ、そのために日常生活や社会生活が困難になる障害のこと。

▶ 高精度放射線治療

高い精度で放射線を照射することが可能で、誤差精度2ミリ以内の正確な放射線照射を実現した治療法。具体的な治療法は、定位放射線治療（SRS、SRT）、強度変調放射線治療（IMRT）、画像誘導放射線治療（IGRT）など。

▶ 行動・心理症状（BPSD：Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia）

認知症に伴う徘徊や妄想・攻撃的行動・不潔行為・異食などの精神・行動面の症状。中核症状（記憶障害・見当識障害・判断力の障害・実行機能障害など）に伴って現れる。

▶ こまつTEL

傷病者の救急搬送先の選定が困難な時に、救急隊が携帯電話から複数の医療機関に一斉に受入要請を行う機能。

さ

▶ サービス付き高齢者向け住宅

住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスを提供するなどにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えた住宅。

▶ 災害拠点精神科病院

災害時に地域で精神科医療提供について中心的な役割を担う医療機関として県が位置付けるもので、災害時の患者の受け入れやDPATの派遣等の機能を有する。

▶ 災害時医薬品等供給マニュアル

災害時における医療救護に不可欠な医薬品等を迅速に供給し、適切に患者に供給することを目的に、医薬品等の確保・供給体制を具体的に規定したマニュアル。

▶ 災害時医療救護活動マニュアル

大規模災害が発生した場合に、行政、医療機関、消防機関、医師会及び日本赤十字社等が連携し、迅速かつ適切な医療救護活動を実施することを目的に、各機関の活動、連携についてまとめたマニュアル。

▶ 災害時小児周産期リエゾン

災害時に、都道府県が小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療調整本部において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う都道府県災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都道府県により任命された者。

▶ 災害診療記録／J-SPEED

災害時における医療チームの標準診療日報様式、及び、その電子システム。現場の患者数、医療ニーズの種別・地理分布とその推移を見える化できるため、各避難所等の保健・医療ニーズと各保健医療活動チームのマッチングを効率的に実施できる。

▶ 在宅医療

住み慣れた家庭や地域で安心して療養が受けられるよう在家で医療を行うこと。医師による訪問診療、看護師による訪問看護、理学療法士等による訪問リハビリテーション、歯科医師による訪問歯科診療等がある。

▶ 在宅患者訪問薬剤管理指導料

薬剤師が在宅医療を実施した際に医療保険において請求する指導費。請求件数から在宅医療の実績を推測することができる。

▶ 在宅緩和ケアコーディネーター

各地域において、がん患者に適切な緩和ケアを提供するために、拠点病院等の治療病院と在宅医療の相互連携や多職種の連携、医療と介護の連携を図り、各患者の状況に応じて在宅緩和ケアと介護等サービス等の調整を行うことを役割とする者。

▶ 在宅緩和ケア推進モデル事業

在宅緩和ケアの推進を図るため、県内のモデル地域において、医療・介護・福祉を具体的につなぐ活動として、在宅緩和ケアコーディネーターの配置、地域ネットワーク会議の実施、地域資源マップの作成、地域連携バス等の検討を基本の実施内容として、各地域において2年間実施した。

▶ 在宅患者訪問薬剤管理指導料

薬剤師が在宅医療を実施した際に医療保険において請求する指導費。請求件数から在宅医療の実績を推測することができる。

▶ 在宅支援薬剤師

公益社団法人広島県薬剤師会が実施する、在宅医療に必要な知識・技能に関する研修を修了した薬剤師のこと。また、在宅医療の更なる発展に必要な知識・技能の修得のための研修の実施や、医療・衛生材料の供給拠点として機能することを目的として、広島県と公益社団法人広島県薬剤師会とで平成30（2018）年度に「在宅医療薬剤師支援センター」の整備。

▶ 在宅訪問薬局相談窓口

公益社団法人広島県薬剤師会により、平成27（2015）年度に設置された窓口。県内14か所に設置し、県民、多職種からの在宅訪問を行う薬局に関する問合せ等に対応する。また、地域における事例を収集し、共有することで在宅医療の質の向上に資する。

▶ 作業療法士（OT：Occupational Therapist）

身体又は精神に障害のある方、又はそれが予測される方に対して、より主体的な生活を目指し、基本的な動作能力から社会的な適応能力まで、諸機能の回復、維持及び開発を促す作業活動を通じて訓練、指導、助言その他の援助を行う専門職。

し

▶ 歯科衛生士

歯科疾患の予防及び口腔衛生の向上を図ることを目的として、歯と口腔の健康づくりをサポートする専門職。歯科予防処置、歯科診療の補助、歯科保健指導の業務を担う。

▶ 支持療法

がんそのものによる症状やがん治療に伴う副作用・合併症・後遺症による症状を軽減させるための予防、治療及びケアのこと。

▶ 市町介護保険事業計画

介護保険法に基づき、市町が定める、3年を一期とする当該市町が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画。

▶ 集学的治療

手術療法、放射線療法、薬物療法などの複数の治療法を組み合わせて行う治療法。

▶ 周産期

周産期とは、妊娠後期（妊娠22週）から新生児早期（生後7日未満）の期間をいう。

▶ 周産期死亡率

周産期死亡（妊娠満22週以後の死産＋生後1週未満の死亡）数／出産（出生＋妊娠満22週以後の死産）数×1,000

▶ 周術期

手術中だけでなく入院から手術そして回復までの、手術前、手術中、手術後を含めた期間のこと。

▶ 受療協力医療機関

保健所等における検査でHIV陽性であることがわかった患者等及び一般医療機関から紹介のあった対応困難な患者等を、本人の希望により可能な限り受け入れるとともに、地域の医療機関からの相談を受ける等の技術的支援を行う医療機関。

▶ 小児がん拠点病院

小児がんの医療及び支援を提供する地域（近隣都道府県を含む）の中心施設として、厚生労働大臣が指定した病院。地域における小児がん医療及び支援の質の向上のけん引役を担い、質の高い医療・支援を提供するために一定程度の集約化が必要であることから、平成29（2017）年4月現在、全国で15カ所整備されている。

▶ 心不全センター

心不全患者の再発・再入院の予防を目的に、広島県における心不全医療の拠点として、広島大学病院内に設置された組織。心不全患者への再発予防に関する普及啓発、リハビリ支援等のサポートに関する調査・研究や、心不全医療に関する人材養成等を行う。

せ

▶ 生産年齢人口

年齢別人口のうち、生産活動の中核をなす年齢人口層を指し、15歳以上65歳未満の人口。国内の生産年齢人口は、1990年代をピークに減少傾向が続いている。

▶ 精神科救急医療システム

精神疾患の急発・急変に対応し、迅速かつ適切な医療を確保するため、県内を東西2圏域に分け、両圏域で指定した精神科救急医療施設により、24時間体制で精神科救急医療を行う仕組み。

▶ 精神科地域移行実施加算

精神障害者の地域移行を支援するために設けられた診療報酬の加算。精神病棟の入院期間が5年を超える患者に、退院調整を実施し、計画的に地域への移行を進めた場合に算定する。

▶ 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分少ない人が日常生活等において不利益を被らないよう、本人の権利と財産を守り、本人を支援する制度。後見、補佐、補助、任意後見の4つの類型があり、いずれも家庭裁判所の審判を経て開始される。

▶ 摂食嚥下機能

食べ物を食べる、飲み込む機能。

▶瀬戸内海巡回診療船・済生丸

昭和37年から社会福祉法人恩賜財団済生会により運航される国内唯一の診療船。瀬戸内4県（岡山県、広島県、香川県、愛媛県）の島嶼部における無医地区等を巡回し、住民への医療提供や保健指導等を行う。

▶遷延性意識障害

重度の昏睡状態をさす病状のこと。

そ

▶総合周産期母子医療センター

合併症妊娠、胎児・新生児異常等母体又は児にリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等を行い、必要に応じて関係診療科又は他の施設と連携し、産科合併症以外の合併症を有する母体に対応することができる医療施設。

▶足病変

神経障害、血管障害、外傷、感染症などが複雑に関与して、下肢に発生する潰瘍（かいよう）や壊疽（えそ）のこと。神経障害による感覚鈍麻が症状を進行させる要因となる場合が多い。

▶粗死亡率

一定期間の死者数を単純にその期間の人口で割った値。通常、人口10万人当たりの数値で示す。

▶措置入院

精神保健福祉法に基づく精神保健指定医の診察により、医療及び保護のために入院させなければ自傷他害のおそれがあると認められた精神障害者について、都道府県知事又は指定都市市長が同法に基づいて強制的に入院させること。

た

▶ターミナルケア

積極的な治療が有効でなくなった末期がん患者らに対して、患者の生活の質（QOL）の向上を目指して行う緩和医療やその他の医療、介護、精神的ケアなどの総合的な取組。

▶大学医学部地域枠

将来、県内の地域医療に従事する医師を養成するために設けられた大学医学部医学科の入学定員枠。広島県では、広島大学に「ふるさと枠」、岡山大学に「地域枠」として設定。

▶第二種感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定される二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した医療機関。

▶団塊の世代

昭和22（1947）年から昭和24（1949）年までの3年間にわたる、第一次ベビーブームに出生した世代。

ち

▶地域医療介護総合確保基金

都道府県が計画した、医療及び介護の総合的な確保に関する目標を達成するために必要な事業（病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進等）に要する経費を支弁するため、消費税増収分を活用して、都道府県に設置する基金。

▶ 地域医療支援センター

都道府県の地域医療の確保に向け、医師の地域偏在・診療科偏在解消のための配置調整や医師確保、人材育成に総合的に取り組む組織。（医療法）

▶ 地域医療連携情報ネットワーク

医療機関の機能分担や連携を進め、効率的な医療連携を全県で行うために ICT を活用した患者の診療情報などの医療情報を複数の医療機関で共有するネットワーク。

▶ 地域ケア会議

地域包括支援センター、市町等が主催し、支援が必要な高齢者の個別課題などについて、地域の医療、介護、住民代表等の多様な関係者が協議する会議であり、個別ケースの検討を重ねることにより、地域の共通課題を関係者で共有するとともに、課題解決に向けて関係者間のネットワーク化、新たな資源開発、施策化などを図っていく。

▶ 地域周産期母子医療センター

周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる医療機関。

▶ 地域心臓いきいきセンター

広島大学病院心不全センター及び広島県心不全患者在宅支援施設との連携体制を構築し、心不全患者への再発予防に関する普及啓発、回復期リハビリテーション等を実施している。

▶ 地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援などのサービスを包括的に提供するという考え方。そうした考え方に基づく体制を地域包括ケアシステムという。また、地域包括ケアシステムの構築に向け、市町が作成した行動計画（プロジェクト目標、活動等）を地域包括ケアロードマップという。

▶ 地域包括支援センター

地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントの4つの業務を一体的に実施する役割を担う地域の中核機関。平成18（2006）年度に創設され、市町又は社会福祉法人など市町から委託を受けた法人が運営し、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等が従事する。

▶ 地域リハビリテーション

障害のある人々や高齢者及びその家族が、住み慣れたところで、そこに住む人々とともに、一生安全に、いきいきとした生活が送れるよう、医療や保健、福祉及び生活にかかわるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動のすべてをいう。

▶ 地域連携クリティカルパス

手術を実施した施設と退院後に手術後の治療や経過観察を行う施設が共通して使用する診療計画書で、施設間で共有することで切れ目のない医療の提供につながっている。

▶ 中山間地域

地理的・社会的条件などが不利なため、人口減少や高齢化が進行している過疎・離島などの地域。

▶ 超高齢社会

総人口に対する高齢者（65歳以上）の割合で、7%超を「高齢化社会」14%超を「高齢社会」としている（国際連合）。一方、まだ明確となっていないが、21%超を「超高齢社会」と呼んでいる。

て

▶ 低侵襲手術

食道・胃・などの消化管から挿入する内視鏡や皮膚から腹腔鏡や胸腔鏡を挿入して行う手術であり、従来の手術に比べ、皮膚や組織の損傷が小さくてすむため、術後の痛みが少なく、傷跡も殆ど目立たない、体の負担の少ない手術方法。

と

▶ 読影協力

専門医が不足する地域の中核病院への支援として、他の医療機関の専門医が、CT、MRI及びレントゲン写真等の読影（画像をもとに、病気の有無やその状態などを診断すること）の協力をを行うこと。

▶ 特定健康診査

40～74歳の者を対象にメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための健康診査。平成20年（2008）年4月から国民健康保険や健康保険組合等の医療保険者に実施が義務付けられている。

な

▶ 難治性がん

早期発見が困難であり、治療抵抗性が高く、転移・再発しやすい等の性質を持ち、5年相対生存率が改善されていないがん種。膵臓がんやスキルス胃がんなど。

に

▶ 二次保健医療圏

医療法の規定による区域。地理的条件等の自然条件や交通事情等の社会的条件、患者の受療動向等を考慮して、一体の区域として入院に係る医療を提供する体制の確保を図る地域的な単位。

▶ 日常生活圏域

住民が日常生活を営んでいる地域として地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等その他の条件を勘案して市町が定める区域。

▶ （認知症高齢者の）日常生活自立度

認知症の程度を表す指標の一つで「自立・I・IIa・IIb・IIIa・IIIb・IV・M」の8段階で評価され、Iに近いほどが軽い。介護保険制度の要介護認定等において利用される。

▶ 妊産婦死亡率

妊娠婦死亡数（妊娠中又は妊娠終了後42日未満の女性の妊娠に関わる死亡で、不慮又は偶発の原因によるものを除く）／出産（出生+妊娠満22週以後の死産）数×100,000

▶ 認知症

アルツハイマー病、脳血管疾患、その他の要因に基づく脳の器質的な障害により日常生活に支障が生じる程度までに記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態。

▶ 認知症サポート医

国立長寿医療研究センターが実施する所定の研修を修了した医師で、医療従事者等に対する研修の実施、かかりつけ医に対する相談対応、医療機関と地域包括支援センターの連携づくりへの協力等を行う。

▶ 認知症疾患医療センター

都道府県及び指定都市が設置する、地域における認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要な医療を提供できる機能体制を有する医療機関。

▶ 認知症初期集中支援チーム

認知症専門医の指導のもと、複数の医療・介護系の専門職が認知症が疑われる人や認知症の人の居宅を訪問し、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、かかりつけ医と連携しながら適切な治療に繋げ、自立生活のサポートを行うことを目的とした、市町が設置する支援チーム。

▶ 認知症地域連携パス（ひろしまオレンジパスポート）

認知症の人と家族を支援するため、家族・保健・医療・介護・福祉等の関係者間で情報共有を図る目的で作成したツール。

▶ 認定看護師

日本看護協会の認定看護師認定審査に合格し、特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を有することが認められた看護師。認定分野は、救急看護、訪問看護、緩和ケア、摂食・嚥下障害看護など21分野におよぶ。

ね

▶ ネウボラ

「ネウボラ」とは、フィンランド語で「アドバイスの場」という意味で、子育て支援の中心となる場所のこと。広島県では、妊娠期から子育て期まで、母子保健と子育て支援が一体となった、子育て見守り拠点となる「ひろしま版ネウボラ」をモデル的に設置し、誰もが必ず訪れる仕組みづくりを進めている。

▶ ネットワーク型がんセンター

広島二次保健医療圏域のがん診療連携拠点病院である「広島大学病院」、「県立広島病院」、「広島市立広島市民病院」、「広島赤十字・原爆病院」の4病院は、それぞれの特色を組み合わせて連携した高度な専門医療機能とともに、患者相談支援やがん登録等のがん対策支援分野においても4病院の連携による先進的な機能や役割を担う。

▶ 年齢調整死亡率

年齢構成の異なる集団で死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整した死亡率。一般に国内での統計においては、基準人口は昭和60(1985)年日本人モデル人口が用いられる。通常、人口10万当たりの数値で表す。

{(平成〇年 年齢5歳階級別粗死亡率) × (基準人口の当該年齢の人口) の各年齢階級の総和} / 基準人口総数

は

▶ 肺結核喀痰塗抹陽性

肺結核のうち、喀痰塗抹検査（痰をスライドガラスに塗りつけ染色し、顕微鏡で痰の中の結核菌を調べる検査）で陽性と判定されたもの。感染性が特に強い。

ひ

▶ 標準的治療

科学的根拠に基づいた観点で、現在利用できる最良の治療であることが示され、ある状態の一般的な患者さんに行われることが推奨される治療。一方、推奨される治療という意味ではなく、一般的に広く行われている治療という意味で「標準的治療」という言葉が使われることもあるので、どちらの意味で使われているか注意する必要がある。なお、医療において、「最先端の治療」が最も優れているという訳ではなく、最先端の治療は、開発中の試験的な治療として、その効果や副作用などを調べる臨床試験で評価され、それまでの標準治療より優れていることが証明され推奨されれば、その治療が新たな「標準的治療」となる。

▶ 病床稼働率

病床を利用している率。

▶ 病床機能報告制度

医療法に基づき医療機関が、その有する病床(一般病床及び療養病床)の機能区分、構造設備、人員配置等に関する項目及び具体的な医療の内容に関する項目を都道府県に報告する制度。平成26(2014)年度から開始した。

▶ 病床の機能分化・連携

医療機関が、その有する病床において担っている医療機能について、「高度急性期」「急性期」「回復期」「慢性期」の4つの区分から選択し、病棟単位で都道府県に報告する「病床機能報告制度」が平成26(2014)年10月から開始された。医療機関が地域の実情に応じて役割分担を進めるとともに、相互に連携を図ることにより、効率的で質の高い医療提供体制の構築を目指す。

▶ 病理診断

病变の一部(組織)や細胞を薄く切り出して、顕微鏡で調べる「病理検査」により、病気の診断を行うもの。特にがんでは最終診断となり、治療方針を左右する重要な役割を担っている。

▶ ひろしま医療情報ネットワーク（HMネット）

医療機関の機能分担や連携を進め効果的な医療連携を全県で行うために、ICTを活用した患者の診療情報などの医療情報を複数の医療機関で共有するネットワーク。

▶ ひろしま肝疾患コーディネーター

県が県・市町の保健師、医療機関の医師、看護師、薬剤師や職域の健康管理担当者等を対象に実施する養成講座を修了した者を、「ひろしま肝疾患コーディネーター」として県が認定。肝炎ウイルス検査の受検勧奨、医療機関への受診勧奨、患者等からの相談応需等の役割を担っている。

▶ 広島県医療審議会

都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議するため都道府県に置かれる審議会。

▶ 広島県がん医療ネットワーク

検査・医療施設が緊密に連携して切れ目のない医療を提供するため、5大がんについて構築したネットワーク。参加施設は、部位ごとに設定されている医療基準を満たしている。

▶ 広島県口腔保健センター

一般の歯科診療所で歯科治療等を受けることが困難な障害児（者）や要介護者等に対し、安心安全な歯科医療を提供するための拠点施設。一般社団法人広島県歯科医師会が開設し、運営している。

▶ 広島県自殺対策推進センター

県が設置し、保健・福祉・医療・労働・教育・警察等関係機関と連携を図りながら、市町等に対し適切な助言や情報提供を行うとともに、地域における自殺対策関係者等に対し研修等を行う。

▶ 広島県心不全患者在宅支援施設

地域で心不全患者を支援している施設（病院、診療所、保健薬局、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、居宅介護支援センター等）。地域心臓いきいきセンターと連携を図りながら、心不全患者の退院後の在宅療養支援を行っている。

▶ 広島県地域医療介護総合確保計画

医療介護総合確保促進法に基づき、都道府県が地域の実情に応じて作成する、当該都道府県の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画。そこに掲載された事業に要する経費の全部又は一部を支弁するため、都道府県が地域医療介護総合確保基金を設置する場合は、国が必要な資金の3分の2を負担する。

▶ 広島県地域保健医療推進機構

広島県、県内全市町、広島県医師会及び広島大学により構成し、広島県の地域医療確保対策を実施するために平成23（2011）年度に設置された組織。

▶ 広島県地域保健対策協議会

昭和44（1969）年に設立した医療・保健に関する懸案事項の調査・協議を行う常設の組織。
広島県医師会、広島大学、広島市、県で構成している。

▶ 広島県ナースセンター

県の看護職員確保対策の拠点として、無料職業紹介などの事業を行う機関として県知事が指定するもの（看護師等の人材確保の促進に関する法律）。

▶ 広島県北部地域移動診療車

無医地区等で通院が困難な住民の受療機会を充実させるため、平成24（2012）年から運行を開始した、医療機器を搭載した診療車。実施主体は、へき地医療拠点病院（市立三次中央病院、庄原赤十字病院、西城市民病院、神石高原町立病院、府中市民病院）及び市町（三次市、庄原市、神石高原町、府中市）で、県北部の13地域を巡回

▶ 広島県保健医療計画

医療法に基づき都道府県が作成する医療計画であると同時に、地域保健法の趣旨に沿って地域保健対策の方向性を示す基本的な計画。

▶ 広島大学病院心不全センター

急性期～慢性期までの心血管疾患に対する専門治療の拠点として、心不全患者への再発予防に関する普及啓発、リハビリ支援等のサポートに関する調査・研究や、心不全医療に関する人材養成等を行っている。

▶ ひろしまヘルスケアポイント

広島県が市町と協働で行っている健康ポイント事業。健康に良いことを実践し、取組を記録すると、取組に応じてポイントが貯まり、特典がもらえる制度。平成29（2017）年3月から開始し、令和元（2019）年9月に終了した。

▶ ひろしま未来チャレンジビジョン

平成22（2010）年10月策定。平成27（2015）年10月改定。人口減少・少子高齢化、グローバル化の進展などの変化が進む中、本県の目指す姿（将来像）を県民と共有し、一緒に、新たな広島県づくりを推し進めるために、策定したビジョン。おおむね10年後に当たる令和2（2020）年度までの達成を目指して取り組む広島県行政の全体方針や構想を示している。

なお、ひろしま未来ビジョンの計画期間が令和2（2020）年度で終了することから、令和2（2020）年10月に新たな広島県づくりを推進するため、令和3（2021）年度を始期とする新たなビジョン「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」を策定した。

ふ

▶ 福祉サービス利用援助事業

認知症高齢者や障害者など判断能力の低下により、生活に不安を抱える人に対し、福祉サービスの利用援助や金銭管理のサービスを提供する事業。

▶ フッ化物

フッ素を含む化合物のこと。フッ化物を利用したう蝕予防の方法には、フッ化物歯面塗布、フッ化物洗口、フッ化物配合歯磨剤などがある。

▶ プライマリ・ケア

身近な地域のあらゆる健康、疾病に対し、総合的・継続的に、そして全人的に対応する地域の保健医療福祉機能。この機能を専門的に担う医師をプライマリ・ケア医という。

▶ ふるさとドクターネット広島

広島県の医療に関心のある医師・医学生のネットワークづくりを目的に、広島県地域保健医療推進機構が運営するホームページ。登録者に対して、広島県の医療情報を提供し、県内での就業を希望する医師には個別の相談に応じている。

▶ プレホスピタルケア

病院前救護。傷病者を病院に搬送する前に行う応急手当のこと。

▶ ブロック拠点病院

エイズに関する高度な診療を提供しつつ、「臨床研究」、「ブロック内の拠点病院等の医療従事者に対する研修」、「医療機関及びHIV感染者・エイズ患者からの診療相談への対応」等の情報を通じ、ブロック内のエイズ医療の水準の向上及び地域格差の是正に努めることを目的に設置された医療機関。

ほ

▶ 放射線療法

病変(がん)に治療用の放射線を当て、がん細胞を死滅させる治療。

▶ 訪問看護ステーション

かかりつけの医師の指示にもとづいて看護師が訪問し、難病や重度障害あるいは末期がん患者などに対し、住み慣れた家で療養しながら生活できるよう看護サービスを提供する事業所。

▶ 保険者協議会

医療保険の加入者の高齢期における健康保持のために必要な事業の推進並びに高齢者医療制度の円滑な運営及び当該運営への協力のため、保険者及び後期高齢者医療広域連合が共同して都道府県ごとに組織する協議会。（高齢者の医療の確保に関する法律）

▶ ポリファーマシー

単に服用する薬剤数が多いことではなく、多剤服用に関連して薬物有害事象のリスク増加、服薬過誤、服薬アドバイアンス低下等の問題につながる状態。(出典：厚生労働省高齢者の医薬品適正使用の指針（総論編）より)

ま

▶ マッチング

医師免許を得て臨床研修を受けようとする者（研修希望者）と、臨床研修を実施する病院（研修病院）の研修プログラムについて、各々の希望を踏まえ、その組み合わせを決める仕組み。一定のルールに従って、コンピューターで組み合わせを決定する。

▶ 慢性期機能

長期にわたり療養が必要な患者（長期にわたり療養が必要な重度の障害者（重度の意識障害者を含む。）、筋ジストロフィー患者、難病患者その他の疾患の患者を含む。）を入院させるもの。

み

▶ 看取り

人生の終末を迎える際に、終末期を過ごす場所及び行われる医療等を選択できる環境を整え、本人の意思と権利を最大限に尊重し、尊厳を保つとともに、安らかな死を迎えるための最善の医療、看護、介護、リハビリテーション等を行うこと。

む

▶ 無医地区

医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、概ね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区。

め

▶ メディカルコントロール協議会

救急救命士等が行う応急処置の知識技能を、医学的視点から維持・向上させるために、協議や検討を行う組織。

▶ 免疫療法

免疫療法とは、免疫を担当する細胞や抗体等を活性化する物質を用いて、生体に本来備わっている免疫機能を操作・増強することによって、治療効果をあげようとする治療法。現状ではまだ開発段階にある治療がほとんどである。

や

▶ 薬物療法

がん細胞の増殖を防いだり、がん細胞そのものを破壊する作用をもった抗がん剤を用いた治療法。がんが増えるのを抑えたり、成長を遅らせたり、転移や再発を防いだり、小さながんで転移しているかもしれないところを治療するためなどに用いられる。「化学療法」、「分子標的治療」、「ホルモン療法（内分泌療法）」が含まれる。

ゆ

▶ 有床診療所

病床を有する診療所。診療所は、医療法により19床以下の入院を有することができる。これに対して病院病床は20床以上となる。

り

▶ 理学療法士（PT : Physical Therapist）

病気、高齢、障害などによって運動機能が低下した方に対し、基本的な動作能力の回復を図るために、治療体操や他の運動、電気刺激、マッサージ等の物理的手段を用いて、訓練、指導、助言などの援助を行う専門職。

▶ リニアック

放射線治療装置のことで、主にがんの治療に使う。リニアックは、加速管内に形成されるマイクロ波電界により電子ビームを加速する装置のことで、被検者が治療台の上に寝て、患部に放射線を当て治療する。

れ

▶ レセプト情報

医療機関が保険者（市町や健康保険組合等）に請求する診療報酬明細書及び調剤報酬明細書に基づく情報。保険診療を行った医療機関は、診療報酬点数表に基づいて計算した診療報酬（医療費）を毎月の月末に患者一人について集計した上で、患者一人につき、外来と入院を別々にした明細書を作成し、審査支払機関を経由して保険者へ診療報酬を請求する。この請求書類をレセプト（診療報酬請求書・診療報酬明細書）という。

ろ

▶ 老人福祉圏域

都道府県老人保健福祉計画において、施設整備などの広域的な調整のために都道府県が設定する。介護保険法においては、介護サービスの種類ごとの量の見込みを定める単位となる圏域。

わ

▶ 私の心づもり

自分自身で自分のことが決められなくなった時に備えて、今の自分の希望や思いを整理する文章。

A

▶ A C P (Advance Care Planning)

これから受ける医療やケアについて、患者の考えを家族や医療・ケアチームと話し合って、「私の心づもり」として文章に残す手順。

▶ A E D (Automated External Defibrillator) (自動体外式除細動器)

心臓が細かく痙攣し、血管に血液を送る機能が著しく低下した傷病者に、電気ショックを与えて救命する装置。

D

▶ D M A T (Disaster Medical Assistance Team) (災害派遣医療チーム)

災害の急性期に活動できる機動性を持った専門的な訓練を受けた自己完結型災害派遣医療チーム。

▶ D O T S (Directly Observed Treatment, Short-course)

患者の服薬を支援者（医療機関、保健所等の医療従事者等）が直接確認し、治療の完遂、二次感染の防止を図る。医療機関で行う院内DOTSや外来DOTS、退院後に保健所が中心となって行う地域DOTS等がある。

▶ D P A T (Disaster Psychiatric Assistance Team) (災害派遣精神医療チーム)

自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの大規模災害等の後に被災者及び支援者に対して、被災地域の都道府県の派遣要請により被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うための専門的な精神医療チーム。

▶ D P C データ

D P C (Diagnosis Procedure Combination) とは、診断と処置の組み合わせによる診断群分類のこと。D P Cを利用した包括支払システムをD P C/P D P S (Per-Diem Payment System:1日当たり包括支払い制度) という。D P C/P D P S 参加病院は、退院した患者の病態や実施した医療行為の内容等についての調査データを全国統一形式の電子データとして提出しており、このデータをD P Cデータと呼ぶ。

▶ D r i p a n d S h i p 法

遠隔診療を用いる等によって、脳卒中に精通した医師の指示の下に t-PA 療法を開始した上で、血管内治療が可能な施設を含むより専門的な診療が可能な施設に脳梗塞患者を搬送すること。

F

▶ F A S T

脳卒中を疑うべき 3 つの症状の早期診断法のひとつ。顔の麻痺(Face), 腕の麻痺(Arm), ことばの障害(Speech)をチェックすべき症状とし、発症から治療までの時間 (Time) の重要性を合わせて啓発するスローガンもある。

G

▶ G C U (Growing Care Unit)

継続保育室のこと。出生時・出産後に生じた問題が解決・改善した新生児の経過を観察する施設。

H

▶ H A C C P (Hazard Analysis and Critical Control Point)

米国の NASA が安全な宇宙食を供給するために開発した衛生管理システムで、原材料入荷から製品出荷までの各工程で、あらかじめ危害を予測、危害防止に繋がる特に重要な工程を継続的に監視・記録し、異常が認められたら速やかに対処する食品衛生管理手法。

I

▶ I C T (Information and Communication Technology)

ICT とは、情報通信に関する技術の総称。特にネットワーク通信による情報知識の共有を図る技術の意味で用いられる。

▶ I M R T (Intencity Modulation Radiation Therapy)

強度変調放射線治療のこと。コンピュータ制御により腫瘍部分のみに放射線を集中して照射する高精度な放射線治療技術の一つ。

M

▶ M C L S-C B R N E (Mass Casualty Life Support – Chemical Biological Radiological Nuclear Explosive) 研修

災害医療または防災業務に従事する者が、あらゆるテロ・特殊災害の現場対応の初動を、通常の活動の延長線上として適切に行うことにより、傷病者の救命率及び社会復帰率の向上に資することを目的とした多数傷病者への医療対応標準化トレーニングコース。

▶ M F I C U (Maternal Fetal Intensive Care Unit)

母体胎児集中治療室のこと。重い妊娠高血圧症候群、前置胎盤、合併症妊娠、切迫早産や胎児異常など、ハイリスク出産の危険度が高い母体・胎児に対応するための設備と医療スタッフを備えた集中治療室の略称。

N

▶ N D B (National Database)

レセプト情報・特定健診等情報データベースの呼称である。

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、厚生労働大臣が医療保険者等により、収集する診療報酬明細書及び調剤報酬明細書に関する情報並びに特定健康診査・特定保健指導に関する情報を NDB に格納し管理している。

なお、診療報酬明細書及び調剤報酬明細書はレセプトと呼ばれる。

▶ **N I C U** (Neonatal Intensive Care Unit)

新生児集中治療室のこと。低体重児や先天的に重篤な疾患がある新生児に対応するための設備と医療スタッフを備えた集中治療室の略称。

▶ **N P O** (Nonprofit Organization)

NPOは一般に「民間非営利組織」と訳されており、福祉や環境問題、子どもの健全育成など社会的な問題を取り組んでいる団体のこと。

P

▶ **P D C Aサイクル**

事業活動などを円滑に進めるための手法の一つで、Plan(計画)、Do(実施)、Check(評価)、Action(見直し)の段階を繰り返すことにより、活動を継続的に改善する手法。

▶ **P S L S** (Prehospital Stroke Life Support)

脳卒中病院前救護のこと。脳卒中発症者を病院に搬送する前に行う応急手当。

S

▶ **S M A R P P** (Serigaya Methamphetamine Relapse Prevention Program)

覚せい剤依存症の治療を目的に開発されたプログラム。現在は、その一部を改変し、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症を対象としたプログラムが実施されている。患者が自らの飲酒、薬物使用、ギャンブル等に至る考え方や行動パターンの分析を促し、飲酒、薬物使用、ギャンブル等から自らを避ける具体的な方法を見つけられるようとする集団療法。
